

本当に必要な改革を大いに語り、維新政治と安倍政権を打ち破ろう
～「維新の会」の反国民的役割とやってきたこと、やろうとしていることを改めて～

2016・9・14

日本共産党大阪府議団幹事長 くち原亮

はじめに

1. 「維新府政」のもとで、府民生活や大阪経済はどうなったか

●府民生活と大阪経済は全国や近隣府県、他の都市部よりも深刻に

*全国と比べても深刻な府民生活と大阪経済をめぐる状況（別紙資料）

・県民総生産、雇用者報酬、家計消費が全国や他府県に比べて大きく落ち込む

*子どもたちをめぐる状況

・貧困が拡がり、児童生徒の暴力行為や不登校、児童虐待対応の増大等（別紙資料）

2. 「維新府政」「維新政治」がやってきたこと、やろうとしていること

【大阪で…「分断」と「対立」を持ち込んで…】

●「財政危機」を強調し、府民施策を切り捨てる一方で、ムダな開発は推進

*維新府政の当初の7年間で1551億円分の府民施策を縮小・廃止（別紙資料）

特養ホーム建設補助金削減、高齢者住宅改造助成事業廃止、障害者や福祉団体への補助および障害者作業所への補助廃止、公害患者死亡見舞金廃止、小学校警備員配置のための市町村への補助廃止、千里救命救急医療センターへの補助廃止、土砂災害対策費削減、ものづくり中小企業や商店街への補助の大幅削減、等々

*総額1兆5千億円の「開発計画」

・地下高速鉄道なにわ筋線（事業費：約2500億円、距離約10.1km）

ほんの数分時間短縮のために2500億円⇒1分当たり500億円

1km当たり：250億円、100m当たり：25億円

・阪神高速鉄道淀川左岸線の延伸（事業費：約3000～4000億円）

7分ほどの時間短縮に巨額をつぎ込む（高速道路の需要は98年がピーク）

「採算が取れないからこそ、行政が果たす役割がある」（橋下知事答弁）

・旧WTCビルの購入で137億円のムダづかい（防災拠点になりえない施設）

●「大阪都構想」に固執し、「副首都構想」と看板を架け替えて…

大阪都構想：府と大阪市の権限と財源を独り占めにし、一人の指揮官により、ムダな開発を推進するためのもの

〔国政で…〕

●「維新の会」の反国民的役割

*憲法改悪に協力し、旗振り役を果たす「維新の会」

・5月：菅・松井会談（改憲勢力に入る）

・6月21日：馬場幹事長発言（「9条改憲」に踏み込む）

*自民党流経済政策の推進

・カジノなどの呼び込み型開発の推進等

*国民（住民）に、「分断」と「対立」を持ち込む政治手法

・公務員攻撃や生活保護攻撃（怠けているのに生活や医療等が保障）等

3. なぜ「維新の会」が「支持」され、「改革」勢力とうつつるのか

*多くの国民が「貧困化」～とりわけ、貧困の拡がり深刻なのが大阪

・バブル崩壊と年50兆円の公共事業、消費税増税、非正規雇用の増大…

⇒中間層の大量の貧困化⇒閉塞感が強まる（公務員や生活保護バッシング等にも）

・自民党政治の失政、民主党政権の失敗⇒政治不信が広がる

⇒閉塞感や政治不信が強まり、既成政党批判に…

・共産党に対しては…

言ってることは正しいが実現しない

理想論で現実離れ（9条、中国や北朝鮮問題）、等

共産党への「拒否感」があるのと「知らない」人の多さ

*なぜ「維新」が「支持」されるのか…

・「維新の会」：「身を切る改革」「公務員攻撃」等

⇒「何か変えてくれるんじゃないか」、「何でもいいから変えてくれ」という期待が「維新」へ寄せられて…

・「身を切る改革」をいうが…

政党助成金にどっぷり浸かった「国営政党」&企業献金やパーティー収入に依存

松井知事：「知事退職金廃止」を自慢するが…

退職金は廃止したが、退職金分を前払いで毎月の知事給与に上乗せし支給する

もの⇒一時金にも反映され、4年間で受け取る額は減るところか348万円増

政務活動費の不正使用も次々と…

*「事実」が殆んどの人に伝わらない（メディアの責任も重大）

・わからないうちにファシズムが…

※大門参議院議員のエッセー（別紙：赤旗記事参照）

4.大阪府9月定例会をめぐって

●9月定例府議会（日程：9／27～12／20）

提案された議案・予算の特徴として、「副首都構想」の具体化に目が向いて、府民のくらしや願いに目を向けた具体策があまりに乏しい

＊「副首都構想」に看板を掛け変えて、「大阪都構想」に固執し、「特別区」か「総合区」かの選択を迫り、不要不急の大型開発やカジノ誘致の推進などを図ろうとしている。

＊府立公衆衛生研究所と大阪市立環境科学研究所、府立産業技術総合研究所と大阪市立工業研究所、大阪府立大学と大阪市立大学の統合や独立行政法人化などについて「副首都推進本部」で議論し、9月定例会に一部、議案として具体的提案（別紙）

＊「福祉医療費助成制度の再構築」として、対象拡充も患者負担の増大が！（別紙）

＊府立高校の統廃合（別紙）～11月の教育委員会議で決定（予定）

＊国民健康保険制度の広域化（別紙）

＊待機児童解消問題～大阪府が行っている国への要望は「特区」による規制緩和

＊その他

・「府庁舎の咲洲庁舎（旧 WTC ビル）からの撤退・大手前への集約と咲洲地区の安全対策強化を求める」（別紙）

5. 本当に必要な改革を語り、維新政治と安倍政権を打ち破ろう！

●「維新の会」の反国民的役割、やってきたこと、やろうとしていることを広範な府民にわかりやすく

＊本当に必要な改革を！

＊財政規律を守りながら、府民施策を守り充実させることは可能（別紙）

・財政調整基金の現在高と実際の基金の取り崩し額の実際（別紙）

・減債基金への復元を4年間延ばすだけで、年間98億円の財源確保が可能

●安倍政権の暴走にストップを

＊安保法制の発動を許さず、廃止を！

・アメリカが強大な軍事力を行使しても、テロはなくなるどころか6倍に拡大

＊「3つの改革」（「①税金の集め方、②税金の使い方、③働き方」の転換）

・貧困と格差を拡大してきたアベノミクス

大企業の内部留保は313兆円に拡大したが、働く人を賃金は5年連続ダウン、日本経済を動かす最も大きな力である家計消費（個人消費）が戦後初めて2年連続ダウン⇒トリクルダウンの破たんは明瞭

- ・内需を拡大させてこそ＝国民の懐を温めてモノを買う力をつけてこそ、健全な経済成長と景気の回復を図っていくことができる（税収増で社会保障費などを確保）
- ・そのためにも、雇用を守り、賃金の引き上げやくらしの応援が大切！

＊国民と野党の共同をさらに広げて

・「共同を拓けてこそ政治が変わる」を国民の確信に

おわりに

以上

全国や近隣府県及び他の都市部と比べても経済の落ち込みが激しい大阪府
(2013 年度を 100 としての増減比較)

	県民総生産		雇用者報酬		家計消費	
	01 年度比	07 年度比	01 年度比	07 年度比	01 年度比	07 年度比
大阪府	1.2%	▼2.7%	▼17.3%	▼8.8%	▼1.5%	▼5.2%
全県平均	10.4%	0.1%	▼9.1%	▼5.3%	18.5%	8.2%
兵庫県	10.7%	2.1%	▼8.2%	▼6.4%	18.4%	10.3%
京都府	14.0%	▼1.2%	▼13.1%	▼11.2%	14.9%	9.3%
東京都	6.7%	▼1.9%	▼1.5%	▼3.0%	29.5%	13.1%
神奈川県	10.9%	▼2.0%	▼7.8%	▼5.7%	23.3%	10.6%
愛知県	20.1%	▼2.2%	1.7%	▼1.9%	27.6%	11.6%

児童生徒の暴力行為発生件数及び不登校児童生徒数の状況

年度	暴力行為(小・中・高)		不登校児童生徒数(千人当たり)			
	発生件数(千人当たり)		小学校・中学校		高校	
	大阪	全国	大阪	全国	大阪	全国
2007	6,975 (7.2)	52,756 (3.7)	12.3	11.8	26.8	15.6
2014	10,116 (10.6)	54,242 (4.0)	小:4.2 中:32.0	小:3.9 中:27.6	31.3	15.9

*2014 年度の暴力行為発生件数は、大阪府が全国最多(千人当たりでも)。
*大阪府の小・中学校における不登校児童生徒数は全国 18 位から 6 位へと上昇。

大阪府子ども家庭センターにおける児童虐待相談対応件数の推移

年 度	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
大阪府における児童虐待相談対応件数	2,955	3,270	4,820	5,711	6,079	6,509	7,874
大阪府子ども家庭センターにおける虐待対応課の社会福祉職(児童福祉司)定数	32	37	38	51	51	56	56
担当職員一人当たりの児童虐待相談対応件数	92	88	127	112	119	116	141

*児童虐待相談対応件数には、大阪市及び堺市は含まない(府下の総合計は 13,738 件)

資料1 県別の子どもの貧困率、雇用実態

(%)

都道府県名	子どもの貧困率				ワーキングプア率 2012年	非正規労働者率 2012年
	順位	2012年	1992年	20年間 での上昇値		
北海道	5	19.7	8.0	11.7	11.7	42.8
青森県	8	17.6	8.9	8.7	12.3	37.9
岩手県	19	13.9	5.8	8.1	9.2	37.6
宮城県	16	15.3	4.7	10.7	10.9	39.3
秋田県	40	9.9	4.3	5.6	8.4	35.3
山形県	24	12.0	2.0	10.1	7.8	35.8
福島県	28	11.6	4.8	6.8	8.3	34.7
茨城県	44	8.6	4.1	4.5	6.2	38.6
栃木県	35	10.4	2.9	7.5	7.4	36.7
群馬県	37	10.3	3.8	6.5	7.4	38.3
埼玉県	23	12.2	3.3	8.9	9.1	39.6
千葉県	35	10.4	3.1	7.2	7.8	39.4
東京都	37	10.3	4.4	5.9	8.3	35.7
神奈川県	31	11.2	3.4	7.8	8.9	38.2
新潟県	24	12.0	2.2	9.8	8.2	34.1
富山県	46	6.0	0.5	5.5	4.5	32.9
石川県	39	10.0	1.6	8.4	7.2	35.6
福井県	47	5.5	2.7	2.8	4.9	32.7
山梨県	26	11.7	4.8	6.9	8.2	39.5
長野県	32	11.1	3.0	8.1	7.9	38.8
岐阜県	42	9.4	2.5	6.9	6.6	37.7
静岡県	34	10.8	3.5	7.4	7.8	37.6
愛知県	33	10.9	3.6	7.4	7.6	37.3
三重県	41	9.5	4.0	5.5	6.6	38.6
滋賀県	44	8.6	2.1	6.6	6.9	38.4
京都府	10	17.2	7.8	9.4	13.9	41.8
大阪府	2	21.8	8.0	13.8	14.2	41.3
兵庫県	15	15.4	5.8	9.6	11.1	39.0
奈良県	26	11.7	3.6	8.1	10.6	39.7
和歌山県	9	17.5	6.1	11.3	12.1	38.5
鳥取県	18	14.5	4.4	10.1	10.1	36.1
島根県	43	9.2	4.3	4.9	6.3	35.1
岡山県	14	15.7	3.5	12.3	10.5	36.7
広島県	17	14.9	4.3	10.6	9.8	36.8
山口県	21	13.5	6.0	7.5	8.3	36.1
徳島県	22	12.4	8.8	3.6	9.3	33.7
香川県	28	11.6	2.9	8.6	8.2	35.3
愛媛県	12	16.9	9.7	7.2	11.1	36.7
高知県	7	18.8	9.2	9.7	13.0	36.8
福岡県	4	19.9	7.9	12.0	12.3	40.0
佐賀県	30	11.3	8.5	2.8	7.8	35.0
長崎県	13	16.5	10.5	6.0	11.2	35.7
熊本県	10	17.2	7.9	9.3	10.8	36.8
大分県	20	13.8	9.7	4.1	10.3	35.6
宮崎県	6	19.5	11.9	7.6	11.9	39.0
鹿児島県	3	20.6	14.5	6.1	12.9	40.0
沖縄県	1	37.5	28.7	8.8	25.9	44.5
全国平均		13.8	5.4	8.4	9.7	38.2

*)「順位」は、「子どもの貧困率」が高い順

(出典)「子どもの貧困率」「ワーキングプア率」は山形大学・戸室健作准教授調べ(算出方法については、70頁の文中で紹介)。非正規労働者率は「就業構造基本調査」(総務省統計局)

日本共産党の大門実紀史(みきし) 参院議員のエッセー「ファシズムは『安酒の酔い』に似て」が反響を呼んでいます。フェイスブックやツイッターで発信されたエッセーを紹介しします。

「ファシズムは『安酒の酔い』に似て」

大門参院議員のエッセーに反響



大門実紀史さん

7月27日の投稿「ファシズムは得体の知れない顔つきでやってくる」が、中間層の没落(貧困化)との関係で、おおさか維新(の会)で、おおさか維新の会(当時、現・日本維新の会)などの「既成政党(勢力)」にも転載され、たくさんの反響がありまし

た。ある方から質問がありました。「人々のうちだちが『既成勢力』批判に向かうのは良かったが、それがどういう経路でファシズムにつながっ

た。力批判」がなぜ「ウケていくのだろうか?」落(貧困化)との関係で、おおさか維新の会(当時、現・日本維新の会)などの「既成政党(勢力)」にも転載され、たくさんの反響がありまし

た。力批判」がなぜ「ウケていくのだろうか?」落(貧困化)との関係で、おおさか維新の会(当時、現・日本維新の会)などの「既成政党(勢力)」にも転載され、たくさんの反響がありまし

た。力批判」がなぜ「ウケていくのだろうか?」落(貧困化)との関係で、おおさか維新の会(当時、現・日本維新の会)などの「既成政党(勢力)」にも転載され、たくさんの反響がありまし

た。力批判」がなぜ「ウケていくのだろうか?」落(貧困化)との関係で、おおさか維新の会(当時、現・日本維新の会)などの「既成政党(勢力)」にも転載され、たくさんの反響がありまし

「ファシズムは得体の知れない顔つきでやってくる」

日本共産党の大門実紀史(みきし) 参院議員のエッセー「ファシズムは得体の知れない顔つきでやってくる」が反響を呼んでいます。フェイスブックやツイッターで発信されたエッセーを紹介しします。



大門実紀史議員

大門参院議員のエッセー

先日、ある集会で参加者から質問が出されました。「おおさか維新(の会)は自民党も共産党もいっしょくたに批判して勢力を伸ばしている。大阪の知事、市長選において共産党が自民党に協力して維新とたたかったのは間違いないではなかったのか?」

答えました。「わたしは正しかったとおもう。なぜなら、世界の歴史をふりかえると、ファシズムの台頭にたいし保守と左翼が共同して戦ったことが多く、けっきょくおおさか維新だけでなく、

アメリカの共和党のトランプ氏も「反エスタブリッシュメント(既成支配層)」でいってきつた。ついでにいえば、小池百合子さんも「既成政党」のボースで都知事選をたたかっている。(都知事に当選し編集注)

なせ、中身がデタラメでも、反「既成勢力」をかかげるだけで「ウケる」のか。世界的に貧富の格差が拡大し、富裕層と貧困層の二極化がすすんでいます。しかし、それが政治的に保守対左翼の対決という構図をつくるには至っていない。

行政の無駄をはぶき、報酬の適正化をはかることは必要ですが、それは中間層の貧困化とは別の問題。「全否定」の熱狂をいくら続けても状況の

副首都推進本部の組織体制

【所掌事項】

- 「副首都・大阪」の確立に向け、次の事項を所掌する。
1. 中長期的な取り組み方向の検討に関する事
 2. 新たな大都市制度の再検討に関する事
 3. 大阪府及び大阪市の広域行政並びに類似する施設、施策、事務事業などいわゆる二重行政の解消に関する事

など

【会 議】

- 本部長 大阪府知事
- 副本部長 大阪市長
- 本部員 大阪府副知事、大阪府副市長
大阪府・大阪市の関係部局長
副首都推進局長・理事
- 特別顧問・特別参与
- 府内市町村
(※中長期的な取り組み方向について、会議に参画)
堺市長
大阪府市長会会長（八尾市長）
大阪府市長会総務文教部会長（和泉市長）
大阪府町村長会会長（千早赤阪村長）
大阪府町村長会行財政部会長（岬町長）
- その他関係者

※いわゆる二重行政の解消に関する事等府及び市の事務の処理について必要な協議を行うため会議を開催するときは、当該会議は、地方自治法第252条の21の2第1項に規定する指定都市都道府県調整会議に位置付ける。（副首都推進本部設置要綱 第5条参照）

副首都推進本部会議の開催状況

開催日	案件	概要
第1回 (H27.12.28)	中長期的な 取り組み方向	➤ 副首都化の推進に向け、意見交換
第2回 (H28.2.9)	中長期的な 取り組み方向	➤ ロバート L. ノーデン氏（AIGジャパン・ホールディングス株式会社代表取締役社長兼 CEO）の講話 ➤ 副首都の概念や必要性について、意見交換
第3回 (H28.4.19)	二重行政の解消 (府市統合案件) ※指定都市都道府県 調整会議	①大阪府立大学・大阪市立大学統合に向けた検討体制や進め方について ➤ 統合の枠組み、統合の進め方について協議を行い、タスクフォースを設置して、引き続き検討を進めていくことを確認 ②府立公衆衛生研究所・市立環境科学研究所統合に向けた検討体制や進め方について ➤ 法人統合の時期や統合に向けた検討組織について協議を行い、タスクフォースを設置して、引き続き施設の一元化を含め検討を進めていくことを確認
	中長期的な 取り組み方向	①副首都の概念（必要性・意義・役割）の整理について ➤ これまでの議論のとりまとめとして、副首都の概念 （「副首都の必要性」、「副首都・大阪の意義」、「副首都・大阪が果たすべき役割」） について整理 ②これからの検討の進め方について ➤ タスクフォース（機能面・制度面）を設置し、副首都に求められる機能について整理したうえで中間整理案をとりまとめ、年度内に中長期的な取り組み方向をとりまとめることを確認 ⇒ 現在、中間整理案のとりまとめに向け検討中
第4回 (H28.7.22)	新たな大都市制度 ※指定都市都道府県 調整会議	➤ 大阪における新たな大都市制度（総合区制度・特別区制度）について協議。住民への分かりやすい説明の仕方を工夫した上で、意見募集・説明会に向けた準備を進めることを確認
第5回 (H28.8.22)	二重行政の解消 (府市統合案件) ※指定都市都道府県 調整会議	①大阪府立大学・大阪市立大学の統合に向けた検討状況について ➤ タスクフォースから新大学の検討経過についての報告が行われるとともに、有識者からの意見をいただいた。その上で、今後、両大学における議論を深めながら、引き続きタスクフォースにおいて作業を進めていくことを確認 ②府立産業技術総合研究所・市立工業研究所の統合に向けた検討状況について ➤ 統合効果などの検証につき、府・市・それぞれの研究所より調査・検討経過について報告が行われるとともに、9月議会での統合関連議案の提案に向け、引き続き準備を進めていくことを確認 ③府立公衆衛生研究所・市立環境科学研究所の統合に向けた検討状況について ➤ タスクフォースから統合による機能強化や新たな研究所の施設のあり方などの検討経過について報告が行われた。その上で、新研究所の施設形態は「一元化施設」として整備すること、9月議会での統合関連議案の提案に向け、引き続きタスクフォースにおいて準備を進めていくことを確認

大阪の副首都化に向けた取り組みについて

副首都の基本的な考え方

なぜ副首都が日本に必要か

- (1) わが国の現状
～東京一極集中と日本の存在感の低下～
- (2) 副首都の必要性
 - 国全体の成長をけん引する、国際競争力を持つ複数の拠点都市の創出が必要。
 - 首都・東京の負荷を軽減し、想定外の大災害にも対応する国土の強靱化が必要。
 - 国主導でない、地域の自己決定・自己責任に基づく分権型の仕組みへの転換が必要。

副首都・大阪がめざすもの

『大阪から日本を変える。大阪から世界へ発信する。』

東京を頂点とするピラミッド型の国土構造・社会構造・価値観を大きく転換し、わが国が抱える社会問題を解決する先導役を果たすため、**東京とは異なる個性・新たな価値観をもって、世界で存在感を発揮する「東西二極の一極」として、**平時にも非常時にも**日本の未来を支え、けん引する成長エンジン**の役割を果たす。

京都や神戸など、独自の個性を有する都市と一体的に都市圏を構成していることは大阪の強みであり、大阪都市圏は世界有数の人口集積地域でもある。副首都・大阪の実現に向けて、大阪だけでなく、副首都圏として京阪神や関西圏までも視野に入れた取り組みを進める。

副首都・大阪が果たすべき役割

- (1) 「西日本の首都」（分都）として、中枢性・拠点性を高める。
- (2) 「首都機能のバックアップ」（重都）として、平時を含めた代替機能を備える。
- (3) 「アジアの主要都市」として、東京とは異なる個性・新たな価値を発信する。
- (4) 「民都」として、民の力を最大限に活かす都市を実現する。

TF（タスクフォース）での検討状況

上記「副首都の基本的な考え方」を踏まえ、

- 副首都機能面検討TFでは、副首都に求められる機能について、産業・経済、都市魅力、都市インフラなどについて検討を進めている。
- 副首都制度面検討TFでは、民間活動促進の取り組み、広域機能・基礎自治機能の充実などについて検討を進めている。

今後のスケジュール

- H28年9月 「中長期的な取り組み方向」の「中間整理案」をとりまとめ予定
- H28年度内 「中長期的な取り組み方向」をとりまとめ予定

大阪における新たな大都市制度（総合区制度と特別区制度）の検討

検討状況

第4回副首都推進本部会議（指定都市都道府県調整会議）において、以下の内容を協議・確認

1. 大阪における新たな大都市制度について（総合区制度と特別区制度）
 - 大都市制度改革に係るこれまでの経過、大阪が抱える課題解決に向けた新たな取り組み 等
 - 大都市制度（総合区制度及び特別区制度）の制度比較 等

2. 大阪における総合区の概案

□ 事務レベル（案）及び区数（案）

総合区で行う事務のレベル(案)として3案を作成（現行事務+限定事務、一般市並み、中核市並み）
事務の拡充にあたっては、効率性を考え、合区を前提に3つの規模を想定（5区、8区、11区）

きめ細かい行政サービスの提供、行政運営の効率性の観点から、区の規模を検証

3つの概案

現行事務+限定事務 (8区・11区)	一般市並み事務 (5区・8区)	中核市並み事務 (5区)
-----------------------	--------------------	-----------------

□ 今後の検討事項

- 総合区の名称及び区域（区割り）、総合区の事務所の位置
- 総合区のコスト(職員体制、庁舎、システムなど)
- 財政（予算）の仕組みにかかる総合区長の権限（総合区長の権限に即した仕組みづくり）

3. 総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会資料

意見募集・説明会

- 今後の制度案づくりの参考とするため、総合区制度及び特別区制度について大阪市民の意見を直接伺うことを目的に、8月31日から意見募集・説明会をスタート
- 平成28年8月31日～平成29年2月を目処に、大阪市内在住者を対象として、大阪市内全24区（各区民センター・ホールなど）で開催
- 総合区制度については、大阪における総合区の概案を説明
特別区制度については、現時点では具体的な制度案はないため、過去の資料を一部引用した資料を説明

今後のスケジュール

- 意見募集・説明会における住民の意見等を幅広く聴取
- 4 総合区については、年度内に事務レベルや区数について一つの案を作成予定
- 特別区については、住民意見、議会での議論等を踏まえ、今後検討

現行の福祉医療費助成制度は、一回かれば患者の窓口負担は600円、一医療機関あたり月1千円の負担上限です。複数の医療機関にかかったとしても月2,500円の負担上限で、超えた分は患者に課せられます。

ところが現在、この制度の改定案が、府や市町村の代表による「研究会」を踏まえ、まとめられてつづけています。

その内容は、第1に、これまで対象になってい

なかった精神障害者1級と重度難病患者を対象に加えます。精神障害者は入院ある月までは助成します。医療機関が行った訪問看護はこれまで助成対象でしたが、訪問看護スーシムによるものも2017年1月からは対象に加えます。

一方で、「老人医療費助成制度」を事実上停止し、65歳以上、精神1級以外の精神障害患者や重度以外の難病患者など約9万6,000人が対象外にな

ります(18年8月までは経過措置を設ける)。

第2に、対象拡大による増える費用は、府や市町村の負担でまかないます。

現在の患者の窓口負担額は、一回通院して調剤薬局で薬をもらっても800円です。ところが見直し案では、一回800円は多すぎますが、病院の窓口だけでなく調剤薬局でも負担が必要になります。一医療機関あた

り月2回分(1千円)の負担上限となります。複数の医療機関にかかった場合の月2,500円の負担上限も、具体的な数字は示されていませんが、平均すれば4,500円程度に引き上げられるとも言われています。

福祉医療費助成とは

制度をめぐる経過

福祉医療費助成制度は、72年に全国に先駆けて豊田革新府政が実施した老人医療に始まり、スタート時期はそれぞれ違いますが、府民福祉の制度として定着してきました。

04年1月に一部自己負担が導入されるまでは患者の窓口負担は無料でした。

09年、自民会が橋下知事(当時)は、一回800円に引き上げました。医師会や歯科医師会などの運動、府民共闘や議会論戦によって、議会最終日に提案が取り下げられ、改定を阻止しました。

その後、府は国の動きを見極めていくこと、特に大きな動きを見せませんでした。

今回の見直しでの府の費用増は20億、30億円程度です。府の一般会計予算は年間約3兆円ですから、家計にたとえれば月に1トント1杯分のやりくりで可能な範囲です。

この間、維新府政では

府が新たな負担をする必要なく制度を廃止する費用増は患者負担でまかなうという府の考えです。しかし、府に財政を償還する能力はあります。

今回の見直しでの府の費用増は20億、30億円程度です。府の一般会計予算は年間約3兆円ですから、家計にたとえれば月に1トント1杯分のやりくりで可能な範囲です。

この間、維新府政では

大田府政時代に取崩してきた「減価基金」11億金返済のための積立金を償還していくということで、毎年数億億円規模で償還立っています。これを4年先延ばしするだけで、年間約60億円以上の財源確保が可能です。用途が限定されない基金も約1,600億円あります。要は、暮らし優先の立場で財政運営をおこなうということです。

福祉医療費助成は市町

村に府の折半です。各市町村で、財源の確保も具体的に提案し、負担増などの制度拡充を求める議論と共同の運動を強めていきたいと思います。

府民共闘として、府民共闘に呼び、医療・福祉関係団体との懇談なども進めながら、府民共闘の負担増計画を阻止する政策です。

制度改定の方角

患者負担増と対象者外し

大阪府は今、乳幼児・ひとり親家庭・障害者・老人が対象の福祉医療費

助成制度の改定を進めています。助成対象を一部拡大するものの、必要経費は患者負担増や対象者



くち原 亮

日本共産党大阪府議団幹事長

患者負担増なしでの制度拡充を

大阪府福祉医療費助成制度

日本共産党大阪府委員会が8月25日開催した「地方議員研修会」で、くち原亮府議が大府福祉医療費助成制度について発言しました。その発言を紹介し(一部加筆)。

大阪府が検討している窓口負担増

現行		見直しの方向	
受診調剤薬局	1回500円	1回500円	1回500円
1カ月の上限	なし	2500円	1回500円
1医療機関での1カ月の上限	2回分(1000円)	4500円?	撤廃

障害者医療拡大と老人医療削減

現行		見直しの方向	
障害者医療	○身体1・2級 ○重度知的 ○中度知的と身体 の重複	○精神1級 (1級3か月まで) ○重度難病	○対象外に (約3万6000人)
老人医療 (65歳以上)	○精神1級以外 ○難病重度以外 ○結核		

ひとり親家庭や乳幼児医療費助成制度利用者の受診日数は月平均3・7回、4・3回です。これまでは一医療機関なら何回受診しても月々の自己負担は1千円以内でしたが、3千円、4千円と上がるようになります。ある重度難病患者の方は、「還付されるという上限が4,500円に上げられれば、還付金額の負担も

あり、受診抑制につながりかねない」と述べていました。

なお、各助成制度の対象者の所得制限基準は変更しない方向です。

府は、早ければ17年1月にも見直しを実施したいというので、市町村でも来年度予算、あるいは補正で提案される可能性があります。

負担増許さないう論戦と共同の運動を

府は0・1・2歳だけの助成だったものを就学前まで拡充する一方で、所

得制限を厳しくし、従来は4人世帯で年収800万円未満の対象だったも

のが1・4万円未満に引き上げられました。

この結果、乳幼児医療費助成への府の補助額は、14年度36・6億円あったものが16年度は34・3億円に減少しています。大阪市への補助も約6千万円、堺市へも約800万円減っています。

府はこの補助につづけて「新子育支援交付金」年間約22億円を創設し、一定の拡充しましたが、「就学前までの拡充」という府民や市町村の期待に十分応えられないままです。



地方議員研修会

日本共産党大阪府委員会

日本共産党府委員会が開いた地方議員研修会「8月25日、大阪市内」

福祉医療費助成制度の再構築における府の考え方の整理（途中経過） NO1

背景・必要性

◆背景

- 障がい福祉サービス・公費負担医療等が障がい種別に関わらず共通の制度の下で一元的に提供する仕組みが確立され、難病も障がい福祉サービスの対象となっているが、障がい者医療では精神障がい者・難病患者が対象外。
- 裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者は児童扶養手当の支給対象になっているが、ひとり親家庭医療では対象外。
- 高齢化の進展・医療の高度化に伴う医療費の増嵩や福祉医療の再構築における対象拡充により、今後所要額が増加することが見込まれる（後述）。



◆必要性

- 時代の変遷から、精神障がい者・難病患者やDV被害者への対象拡充等が必要。
- 持続可能な制度構築の観点から対象者・給付の範囲を真に必要な者へ選択・集中するとともに、受益と負担の適正化を図ることが必要。

現行制度の概要

区分	対象者	所得制限
老人医療	65歳以上で ①障がい者医療対象者 ②ひとり親家庭医療対象者 ③特定疾患治療研究事業実施要綱（H27年1月改正以前）に規定する疾患（一部を除く）を有する者 ④感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核医療を受けている者 ⑤障害者総合支援法に基づく精神通院医療を受けている者	①障がい者医療と同じ ②ひとり親家庭医療と同じ ③④⑤ 二人世帯 2,590千円以下
障がい者医療	①身体障がい者手帳1、2級所持者 ②重度の知的障がい者 ③中度の知的障がい者で身体障がい者手帳所持者	障がい基礎年金の全部支給停止の所得基準を準用 単身世帯 4,621千円以下
ひとり親家庭医療	①ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ②上記の子を監護する父または母 ③上記の子を養育する養育者	児童扶養手当の一部支給の所得基準を準用 二人世帯 2,300千円未満
乳幼児医療	就学前児童	高額療養費一般低位基準を準用 四人世帯 3,570千円
一部自己負担額	1医療機関あたり、入通院1日につき500円以内（月2日限度） 1か月あたり2,500円を超える額を償還	

障がい者医療

◆精神障がい者・難病患者への対象拡充

- 精神障がい者については、身体障がい者手帳1・2級と認定基準が概ね同じである精神障がい者保健福祉手帳1級所持者に対象拡充。
- 同様に、難病患者については、難病法の助成対象者のうち、障がい年金1級（または特別児童扶養手当1級）該当者に対象拡充。

◆精神病床への入院の取扱い

障がい種別に関わらず、1入院につき3月限定かつ1年につき3月限定で助成。
ただし、事務処理の可能性について要検討。

【理由】

- 精神医療の現場の専門家から「病状のコントロールに必要な期間は概ね1ヶ月であり、短期間の助成は重症化を防止するために効果があるが、長期に亘る助成はむしろ社会復帰を阻む。」との意見がある。
- 地域移行促進の取組みが強化された平成26年度以降の精神病床の入院患者については、概ね7割の患者が3ヶ月以内に退院している。

	1ヶ月以内	3か月以内	6か月以内	1年未満
平成26年6月入院患者の累計退院率（転院除く）	40.6%	69.3%	77.0%	80.7%
平成26年度精神医療C累計退院率（転院除く）	34.7%	74.5%	81.9%	84.8%

※6月30日に入院した患者の3ヶ月後退院は、9月末になるため、9月末までの退院を3ヶ月未満、12月末までの退院を6ヶ月未満とみなして算定。

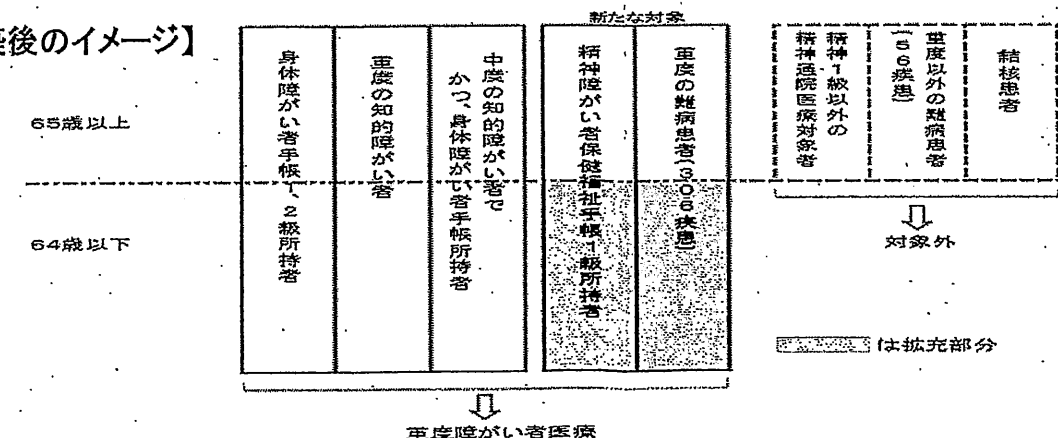
◆老人医療との整理・統合

重度障がい者以外の老人医療対象者は対象外とするが、再構築決定後の最初の医療証更新時（平成29年8月）に次回から対象外となることを周知した上で最終の医療証を交付することにより経過措置とする（65歳以上のひとり親家庭医療対象者はひとり親家庭医療において対象）。

【理由】

- 長期の経過措置を設定した場合、再構築以降、対象とならない65歳以上の無資格者との不公平感が大きくなり、行政サービスとしてバランスを欠く。
- 本来の助成対象者に加え、経過措置対象者の資格管理も必要となり、事務が煩雑となるため、長期の経過措置の設定について否定的な市町村がある。

【再構築後のイメージ】



ひとり親家庭医療

裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者に対象拡充。

福祉医療費助成制度の再構築における府の考え方の整理（途中経過） NO2

平成28年9月
大阪府

訪問看護

平成29年1月から重度障がい者訪問看護利用料助成制度を拡充することにより、1日あたりの自己負担の差を解消。福祉医療の再構築時には利用料助成と整理・統合し、福祉医療において訪問看護ステーションが行う訪問看護に助成拡充。

	医療機関が行う訪問看護 (福祉医療費助成)	訪問看護ステーションが行う 訪問看護(利用料助成)	全国	平成18年5月	平成20年4月	平成24年4月
自己負担	1医療機関あたり 1日500円以内(月2日限度) ※月額上限2500円	1割負担 ※月額上限なし	訪問看護ステーション数	4,468ヶ所	5,479ヶ所	6,049ヶ所
			訪問看護を行う医療機関数	3,052ヶ所	2,561ヶ所	1,860ヶ所

所要額の将来推計

(1)医療費の増嵩(自然増)による将来推計

(単位:人、億円)

		初年度	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
4医療合計	対象者	613,600	615,500	617,600	620,000	622,600	625,500	628,700	632,100	635,800	639,700
	所要額	200.5	204.2	207.2	210.3	213.5	216.8	220.3	223.9	227.7	231.7

(2)再構築における将来的な増減推計(中位)

(単位:人、億円)

		初年度	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
精神障がい者	精神病床 入院対象外	対象者	6,000	9,500	13,200	17,300	17,900	18,600	19,300	20,100	21,700
		所要額	8.5	13.4	18.8	24.4	25.4	26.3	27.4	28.5	30.7
	精神病床 入院3月限定	対象者	9,100	14,400	20,000	26,200	27,100	28,200	29,300	30,500	31,700
		所要額	11.6	18.4	25.7	33.4	34.8	36.0	37.5	39.0	40.5
	精神病床 入院対象	対象者	9,100	14,400	20,000	26,200	27,100	28,200	29,300	30,500	31,700
		所要額	15.7	24.8	34.7	45.1	46.9	48.5	50.6	52.6	54.7
難病患者	対象者	900	900	1,000	1,000	1,100	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500
	所要額	0.3	0.5	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7	0.8	0.8	0.9
DV被害者	対象者	100	100	100	200	200	200	200	200	300	300
	所要額	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
訪問看護	対象者	3,600	4,200	5,000	5,800	5,900	6,100	6,300	6,500	6,800	7,000
	所要額	2.1	2.5	2.9	3.5	3.9	4.4	4.5	4.6	4.7	4.9
老人医療	対象者	0	0	▲36,300	▲36,300	▲36,300	▲36,300	▲36,300	▲36,300	▲36,300	▲36,300
	所要額	0.0	0.0	▲15.0	▲15.0	▲15.0	▲15.0	▲15.0	▲15.0	▲15.0	▲15.0
合計	精神病床 入院対象外	対象者	10,600	14,700	▲17,000	▲12,000	▲11,200	▲10,300	▲9,300	▲8,200	▲6,900
		所要額	10.9	16.4	7.4	13.6	15.0	16.5	17.7	19.0	21.6
	精神病床 入院3月限定	対象者	13,700	19,600	▲10,200	▲3,100	▲2,000	▲700	700	2,200	3,900
		所要額	14.0	21.4	14.3	22.6	24.4	26.2	27.8	29.5	31.1
	精神病床 入院対象	対象者	13,700	19,600	▲10,200	▲3,100	▲2,000	▲700	700	2,200	3,900
		所要額	18.1	27.8	23.3	34.3	36.5	38.7	40.9	43.1	45.3

※所要額は府負担の補助金ベース(市町村も同額負担)

一部自己負担額

院外調剤について自己負担を導入するとともに、1医療機関あたりの月額上限(月2日限度)は撤廃し、入院・通院・院外調剤それぞれで1医療機関あたり1日500円以内とする。月額上限額(現行2,500円)については、再構築に伴う所要額増を全て自己負担で賄うことを前提に、住民税非課税世帯の受療抑制の防止にも配慮しつつ、具体的金額について今後要精査。

【理由】

- 一部自己負担額の引上げに否定的な市町村がある一方、厳しい財政状況を踏まえ、制度の維持・継続や受益と負担の適正化の観点から、院外調剤における自己負担の導入や1医療機関あたりの月額上限(月2日限度)撤廃はやむなしとの市町村意見がある。
- 特に乳幼児医療については、一部自己負担額の引上げに否定的な市町村がある。

	一人あたり年間助成額 (府・市町村計)			一人一月あたり 受療日数	
	助成額 (円)	うち 院外調剤	助成額に 占める割合	入院	入院外
障がい者医療	164,410円	43,850円	27.7%	24.23日	7.60日
ひとり親家庭医療	29,402円	6,508円	22.1%	9.52日	4.22日
乳幼児医療	35,978円	5,607円	15.6%	6.69日	3.58日

【精神病床への入院の取扱い・非課税世帯対策の有無と月額上限額】

	初年度から10年目までの 年間平均所要額	非課税世帯対策なしの 場合の月額上限額	非課税世帯対策ありの 場合の月額上限額	
			非課税世帯	課税世帯
精神病床 入院対象外	15.8億円	約3,000円	約3,000円	約3,000円
精神病床 入院3月限定	24.4億円	約4,500円	約3,000円	約8,000円
精神病床 入院対象	35.6億円	約7,600円	約5,700円	約12,000円

※月額上限額については、入院・通院・院外調剤それぞれ1医療機関あたり1日500円以内と設定した場合で試算。
※非課税世帯対策については、福祉医療対象者に占める非課税世帯対象者の割合が70%と仮定

今後の課題

70歳以上の高額療養費の見直しや後期高齢者の窓口負担の引上げなど国の医療保険制度改革が予定されており、今後所要額が大幅に増加する可能性がある。
(影響額試算 平成35年度時点:51.6億円 → 平成38年度時点:57.9億円)

乳幼児医療費助成府内市町村実施状況一覧

平成28年7月現在

市町村名	通院		入院		備考
	対象年齢	所得制限	対象年齢	所得制限	
大阪市	中学校卒業年度末	一部なし※	中学校卒業年度末	一部なし※	※小学校卒業年度末までは所得制限なし。
堺市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
岸和田市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
豊中市	小学校卒業年度末	なし	小学校卒業年度末	なし	
池田市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
吹田市	中学校卒業年度末	一部なし※	中学校卒業年度末	一部なし※	※入・通院就学前までは所得制限なし
泉大津市	小学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
高槻市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
貝塚市	小学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
守口市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
枚方市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
茨木市	小学校卒業年度末	一部なし※	小学校卒業年度末	一部なし※	※0歳から2歳(3歳到達月末)までは所得制限なし。
八尾市	中学校卒業年度末	一部なし※	中学校卒業年度末	一部なし※	※0歳児のみ所得制限なし。
泉佐野市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
富田林市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
寝屋川市	高校卒業年度末	なし	高校卒業年度末	なし	
河内長野市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
松原市	小学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
大東市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
和泉市	小学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
箕面市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
柏原市	小学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
羽曳野市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
門真市	小学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
摂津市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
高石市	小学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
藤井寺市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
東大阪市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
泉南市	小学4年生年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
四條畷市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
交野市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
大阪狭山市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
阪南市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
島本町	小学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
豊能町	高校卒業年度末	あり	高校卒業年度末	あり	
能勢町	中学校卒業年度末	あり	中学校卒業年度末	あり	
忠岡町	小学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
熊取町	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
田尻町	高校卒業年度末	なし	高校卒業年度末	なし	
岬町	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
太子町	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
河内町	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
千早赤阪村	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	

1 平成 28 年度の方針

平成 28 年度は、統合整備による新校の設置、エンパワメントスクールへの改編、普通科総合選択制から総合学科又は普通科専門コース設置校への改編に着手する。

また、平成 27 年度に再編整備の手法を検討することとした能勢高校については、他の府立高校の分校への改編に着手する。

2 統合整備を行う学校

(1) 統合整備によりエンパワメントスクールとして開校する学校

対象校	所在地	新校募集 開始時期	既存校募集 停止時期	使用校地
にしよどがわ 西淀川高校	大阪市	平成 30 年度 入学者募集時	平成 29 年度 入学者募集時	現北淀高校 校地
きたよど 北淀高校	大阪市		平成 30 年度 入学者募集時	

(2) 統合整備により総合学科高校として開校する学校

対象校	所在地	新校募集 開始時期	既存校募集 停止時期	使用校地
たいしょう 大正高校	大阪市	平成 30 年度 入学者募集時	平成 30 年度 入学者募集時	現泉尾高校 校地
いずお 泉尾高校	大阪市			

3 改編する学校

(1) エンパワメントスクールへの改編

対象校	所在地	改編時期
いずみそうごう 和泉総合高校	和泉市	平成 30 年度 入学者から

(2) 普通科総合選択制から総合学科への改編

対象校	所在地	改編時期
せいび 成美高校	堺市	平成 30 年度 入学者から

(3) 普通科総合選択制から普通科専門コース設置校への改編

対象校	所在地	改編時期
ほくせつ 北摂つばさ高校	茨木市	平成 30 年度 入学者から
りよくふうかん 緑風冠高校	大東市	
こんごう 金剛高校	富田林市	

4 能勢高校の再編整備の手法

対象校	所在地	再編整備の手法	改編時期
のせ 能勢高校	能勢町	豊中高校の分校とする。	平成 30 年度 入学者から

《参考》

1. 入学者数の状況

＜西淀川高校＞

学校名	選抜結果							創立年	生徒数 (H28)
		H23	H24	H25	H26	H27	H28		
西淀川高校	募集定員（人）	240	200	200	240	240	240	S53	361
	入学者数（人）	123	112	110	223	133	142		
	志願割れ数（人）	117	88	90	17	107	98		
	後期選抜倍率	0.51	0.50	0.28	0.74	0.26	0.54		

※ H28 より後期選抜は一般選抜に変更

＜北淀高校＞

学校名	選抜結果							創立年	生徒数 (H28)
		H23	H24	H25	H26	H27	H28		
北淀高校	募集定員（人）	280	280	280	280	280	280	S38	756
	入学者数（人）	280	280	280	280	280	275		
	志願割れ数（人）	—	—	—	—	—	5		
	後期選抜倍率	1.02	1.15	1.06	1.22	1.05	0.96		

※ H28 より後期選抜は一般選抜に変更

2. 全入学者に占める大阪市内の 3 つの行政区（西淀川区、東淀川区、淀川区）及び近接する 2 市（豊中市、吹田市）から両校に入学した生徒の割合（H28 年度）

行政区	西淀川高校	北淀高校
西淀川区 東淀川区 淀川区	53.9%	49.8%
豊中市 吹田市	14.8%	22.3%

3. 今後の中学校卒業生数の見込み

《西淀川区・東淀川区・淀川区・豊中市・吹田市の合計》

	H27.3	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3	H32.3	H33.3
卒業生数（人）	9,899	9,710	9,590	9,340	9,270	9,270	8,930

※ 平成 28 年 3 月～33 年 3 月の中学校卒業生数は、学校基本調査（平成 27 年 5 月 1 日現在）による府内公立小・中学校在籍児童・生徒数から推計したもの。

国民健康保険制度改革 ～平成 30 年度から大阪府と市町村が役割分担のうえ共同運営～

基本認識

- 国民健康保険制度は、社会保険制度
- 国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において一元的に担うことが基本
- 今回の国民健康保険制度改革は、
将来の見直しに向けた通過点



国民健康保険制度改革の仕組みの下で、
持続可能な仕組みの構築をめざす

制度改革の概要

【財政基盤の強化】

平成 29 年度以降、総額で毎年約 3,900 億円の財政支援(全国ベース)

H26～	保険基盤安定制度(保険料軽減分)	500 億円
H27～	"(保険者支援分)	1,700 億円
H27	財政安定化基金造成	200 億円
	(うち、大阪府 14.5 億円)	
H28	"	400 億円
	うち、大阪府 29.0 億円)	
H29	財政安定化基金造成等	1,700 億円
H30～	財政調整交付金拡充 700～800 億円	1,700 億円
	保険者努力支援制度 700～800 億円	

【メリット】①低所得者に対する保険料軽減措置を拡充(既)
②被保険者 1 人あたり、約 1 万円の財政改善効果

【運営の在り方の見直し】

	現行	改正後	
財政運営(※1)	市町村	都道府県	府国保運営方針を 策定
保険料賦課(※2) ・徴収	市町村	市町村	
資格管理	市町村	市町村	
保険給付	市町村	市町村	
保健事業	市町村	市町村	

※1 府が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの事業費納付金額の決定や、医療給付費に必要な費用の全額を市町村に対して支払う。市町村は事業費納付金を、府に納付する。

※2 府が示す各市町村ごとの事業費納付金を納めるために必要な標準保険料率を参考に、各市町村が保険料率を決定する。

府国保運営方針は、市町村と協議の上、府運営協議会へ諮問し、決定

【メリット】府が財政運営の責任主体となることで、財政運営を安定化
～医療費増等による影響を回避(繰入れの必要性が大幅に減少など)～

大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議における検討状況(平成 28 年 8 月現在) ～国保運営方針に盛り込む内容等～

被保険者の負担の公平化をめざす ～統一保険料～

【考え方】

- 被保険者の負担の公平化をめざす
 - ・被保険者の医療機関における窓口負担が同じであるにもかかわらず、同じ所得水準・世帯構成の保険料額は市町村ごとに異なる状況 ※直近(H26) 差異約 1.5 倍
 - ・資格管理が都道府県単位となり、「大阪府内で一つの国保」(オール大阪で広域化)
 - ・府に財政責任を一元化し、必要な医療給付費を府内全体で賄う
 - ・各市町村の事業費納付金は医療費水準の反映が基本であるが、医療費水準の差異が比較的小さい場合等は考慮せず、府内統一保険料率の設定が可能な仕組みを用意 ※直近(H26) 年齢補正後の差異 約 1.2 倍(全国最低水準)



統一保険料率[府が定める標準保険料率＝市町村が実際に定める保険料率]
(「保険料・税区分」「賦課方式」「賦課割合」「賦課限度額」も統一)

※平成 28 年 10 月に導入予定の事業費納付金等算定システムを用いて、
標準保険料率を試算

【激変緩和措置】

6 年の範囲(国が措置する激変緩和用の特例基金の活用期間)内で実施
※保険料率の試算結果を踏まえて決定

【例外措置】

- ①累積赤字解消、保険料減免・一般会計繰入解消による激変緩和のための上乗せ ※激変緩和措置期間中限定
- ②財政安定化基金への償還財源確保のための上乗せ

【収納率(事業費納付金算定上の標準収納率)】

各市町村の実収納率(調整後)を基本としつつ、規模別収納率との差に応じて±αを設定 ※詳細は検討中

負担の公平化を図るために共通化するもの

【保険料・一部負担金の減免の取扱い】

原則「共通基準」で統一
※詳細は検討中
激変緩和期間中の経過措置は可

【任意給付】

出産育児一時金・葬祭費は統一

【保健事業】

「共通基準」設定
※詳細は検討中

健康づくり・疾病予防等へのインセンティブの強化 ～医療費適正化など地域の実情に応じて取組む市町村を支援～

【考え方】

- 事業費納付金への医療費水準の反映に代わるような、市町村・被保険者に対する直接的な健康づくり・疾病予防等へのインセンティブとなる仕組みの強化が必要



保険者努力支援制度等を活用し、
健康マイレージ(被保険者に還元)など市町村の裁量による取組を実施

※保険者努力支援制度等の公費の具体的な交付方法は今後検討

保険財政の安定化

【考え方】

- 府内市町村では多額の累積赤字を抱えており、計画的な累積赤字の解消が必要 ※直近(H26) 310 億円
- 制度改革では累積赤字の解消に活用できる財源は限定され、将来世代に対する負担を回避



平成 29 年度までに累積赤字解消

※やむを得ない場合に限り、平成 30 年度以降、引続き市町村の責任により解消

事務の広域化・効率化

【考え方】

- 資格管理が都道府県単位となり、「大阪府内で一つの国保」(オール大阪で広域化)
- 事務の取扱いが市町村ごとに異なる状況。スケールメリットを活かした事務の効率化とコスト削減



被保険者証等を統一

※詳細は検討中。
その他の事務の広域化等も検討中。

待機児童解消に向けた取り組みについて

～ 特区提案の実現に向けて～

■ 待機児童数の推移

		H24	H25	H26	H27	H28
4 月	一般市町村	604 人	681 人	461 人	599 人	801 人
	政令・中核市	1,446 人	709 人	663 人	766 人	633 人
	合計	2,050 人	1,390 人	1,124 人	1,365 人	1,434 人
10 月	一般市町村	1,915 人	1,761 人	1,470 人	1,734 人	
	政令・中核市	3,573 人	1,508 人	1,696 人	1,615 人	
	合計	5,488 人	3,269 人	3,166 人	3,349 人	

平成 26 年度までは減少傾向であったが、平成 27 年度以降は再び増加傾向

■ これまでの待機児童解消に向けた取り組み

○国の取り組み

- ・待機児童解消加速化プランの前倒し
整備目標を前倒し上積みし、平成 29 年度末までに 40 万人分から 50 万人分に
- ・緊急対策の実施（平成 28 年 4 月 7 日付け通知）
規制の弾力化や人材確保、施設整備費支援の拡充、企業主導型保育事業の積極的展開等

○大阪府の取り組み

▼保育所整備をはじめとする保育の量的拡大

- ・安心こども基金を活用した保育所整備
H24～27 年度の 4 年間で 12,087 人分(うち大阪市 4,229 人分)の保育の拡大
- ・認定こども園への移行支援
すべての公私立の保育所・幼稚園・認定こども園のうち、約 2 割が認定こども園（H28 年 4 月現在）
- ・事業所内保育施設の設置促進
コーディネーターを配置し、設置を検討している企業への相談支援

▼既存ストックの活用

- ・府営住宅空室の活用（島本町、吹田市、交野市での小規模保育事業（予定））
- ・小中学校余裕教室の活用（豊中市、岬町など）
- ・豊中市営公園での保育所整備（豊中市）

▼保育士の確保

- ・国家戦略特別区域限定保育士試験の実施による新たな保育士確保
例年比 2.15 倍の保育士確保（1,359 人）
- ・保育士・保育所支援センターを活用した潜在保育士の掘り出し
就職人数約 50 人（H28 年 3 月末現在）、登録者延 1,012 人（H28 年 7 月末現在）
- ・保育士修学資金貸付等事業による新規人材確保（28 年度～）：約 1,800 人分の予算を確保

これらの取り組みだけでは増え続ける保育ニーズにこたえきれていない

■ 国家戦略特区を活用して待機児童の解消を

5 月 10 日の関西圏国家戦略特別区域会議において、待機児童解消対策を提案

○提案の内容

▼提案 1 特区内では、保育所設置基準を自治体の判断と責任で決定

- ① 保育に従事する人員の配置基準
- ② 保育所の面積基準 $3.3m^2 \rightarrow 165m^2$ 可能に（大阪市内）
必要
- ③ その他、園庭、採光など設置基準

▼提案 2 特区内における「准保育士（仮称）」の創設

保育の現場で多様な人材が「保育士」と協働することで、保育の量の拡大と保育の質の確保をめざす。そのため、「保育士」をサポートする多様な人材のひとつとして、特区内限定版の「准保育士（仮称）」を創設し、提案 1 の人員配置基準内に位置づけ。

▼提案 3 保育にかかる情報公開、ガバナンス改革

「保育の質の担保」「保育士の処遇改善」を図るため、保育所を運営するすべての法人（社会福祉法人・株式会社など）に対する情報公開、ガバナンス改革を徹底する。

■ 特区提案実現に向けた取り組みの推進

▼提案 1

特区提案の内容に賛同する市町村と意見交換の場（市町村WG）を設け、基準緩和の内容を検討している。

これまで 2 回開催。今後、期待される効果の分析を進める。

▼提案 2

大阪府子ども施策審議会に新たな保育人材のあり方検討部会を設置し、新たな保育人材の役割、必要なスキルや育成方法等についての意見を聴取する。

これまで 2 回開催。10 月中の提言とりまとめを目指す。

▼提案 3

提案 1 と同様、市町村WGでの議論に加え、団体等からの意見も聞きながら情報公開、ガバナンス改革の枠組みを検討している。

保育の質を確保するとともに、保育の量を拡大し

さらなる待機児童の解消を

住民に身近な
保育行政は、
地方の判断と責任
において実施す
るのが、本来のあ
るべき姿

2016年 9月

1. 財政3月期基金の現在高と基金取りくどし

	2008年度末 08	09	10	11	12	13	14	15	16当初
(1) 基金高	383	434	1256	1385	1438	1500	1612	1602	914
(2) 基金取りくどし		0	668	0	0	0	0	30	715
(3) 取りくどし予定額		396	356	472	525	401	461	599	715
(4) 見込差		810	1024	472	525	401	461	569	

2. 財政3月期基金と黒字

	08	09	10	11	12	13	14	15	16
黒字	104	311	257	105	123	224	39	54	
基金	383	434	1256	1385	1438	1500	1612	1602	914
黒字			155	128	52	61	112	19	27

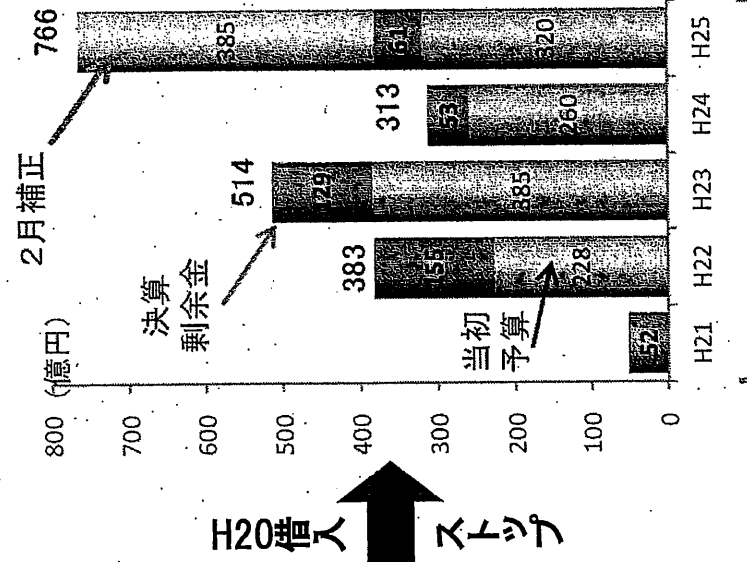
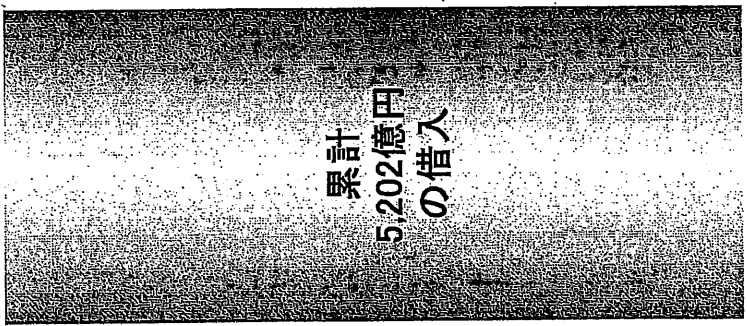
赤字

434 + 155 + (668) = 1257
 1256 + 104 = 1360
 1360 - 104 = 1256

財政健全化

の面では、過去の財政運営で減債基金からの借入れを行ってきた結果、府債の返済に備えた支払準備金ともいべき基金に今なお多額の積立不足額があり、現在、計画的に復元しています。

■ 減債基金の復元



累計
3,022億円復元済

H36までに2,180億円を復元
⇒ 積立不足解消

財政健全化団体への転落
(実質公債費比率25%)を回避

起債許可団体(実質公債費比率18%)からの脱却

毎年280億円返済 → 前年比

4年分 95 → 24年分 62%

【起債運営の考え方】

大阪府の財政状況、今後の施策の方向性の周知を深め、安定的かつ効率的な調達の推進

時期や年限、総額等をあらかじめ定めないフレックス枠などを活用し、市場環境に応じて柔軟な形態で起債

今後の金利変動リスクに備えるため、調達期間を長期化

投資家や市場関係者との丁寧な対話を重視

9/9 2900億円発

27億円削減効果
13億5000万円削減

(単位:億円)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期計	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期計	合 計
市場公募債	10年	200	200	200	200	200	200	1,200	300	300	300	300	300	300	1,800	4,800
	5年	200	200	200	200	200	200	1,200			300		300		600	
銀行等 引受債 (※)	5年				100			100			100		100		200	900
	証書				200			200	400 借入予定月(12月、2月)						400	
共同発行債	10年			100			100	200	100	100	100	100	100	100	600	800
フレックス枠(※)				300					1,000						1,300	
合 計																7,800

(注) 本計画は市場の状況等に応じて、柔軟に変更するものとする。

(※) 市場環境及び安定調達を考慮し、銀行等引受債及びフレックス枠の発行額については、シ団と調整の上、変更する場合がある。

大阪府知事 松井 一郎 様

府庁舎の咲洲庁舎（旧WTCビル）からの撤退・大手前への集約と咲洲地区の安全対策強化を求める

2016年9月13日
日本共産党大阪府議会議員団

大阪府は2日、咲洲庁舎（旧WTCビル）の耐震補強について、「専門家ミーティング」の検討を受け、当面18億円をかけてダンパーを追加する方針を決定しました。ホテルなど民間テナントを誘致し「稼働率80%以上を早期に達成する」方向も示されています。

しかし咲洲庁舎は、建物と地盤とが共振するという特徴を有しており、現状では南海トラフ地震が起こった際、左右に最大4.62～5.28メートル揺れると推計されていますが、ダンパー追加工事を行っても抑制されるのは32～42センチメートルに過ぎません。仮に「専門家ミーティング」で検討された減築や中間免震工事を行っても、東日本大震災時以上の揺れに襲われることになります。

さらに、「専門家ミーティング」では、来庁する府民や職員の安全性はまったく検討されていません。南海トラフ地震発生時は、来庁者や府職員が救助対象になりかねないなど、救援・救助活動の妨げとなる恐れもあります。

民間テナントの積極誘致も、建物内にいる人や執務室、店舗の状況が検討されていないもとで、きわめて疑問と言わざるを得ません。

以上の立場から、下記の諸点を申し入れるものです。

記

- 咲洲庁舎（旧WTCビル）の検討に当たっては、倒壊するかどうかだけではなく、来庁する府民や職員の立場から咲洲庁舎の安全性、有効性を再検討すること。検討に当たっては、地震が比較的浅い震源で発生した場合や、短期間に反復して発生した場合など、種々のケースを想定すること。
- 府庁舎の咲洲庁舎からの撤退と大手前への集約の検討を開始し推進すること。
 - 咲洲庁舎のダンパー追加工事を早急を実施する。できるだけ高層階は使わないなど安全対策を図ること。
 - 咲洲庁舎の建物の使用・不使用について、様々な角度から検討し、府民や議会に情報を開示したうえで慎重に検討し結論を出すこと。
 - 大手前での集約庁舎建設の検討を直ちに開始し、具体化を図ること。
- 咲洲地区内の住民の安全確保、利便性向上のための施策を、大阪市と協力して早急に講じること。